

# 広島市河川点検要領

## 【準用河川編】

平成27年6月

下水道局 河川課

## 本要領による点検の流れ

適用範囲：準用河川4本、延長約3.8km

点検対象の設定 ※準用河川台帳図面更新時

- ① 準用河川台帳図面更新時に抽出した損傷箇所
  - ② 本市が特に重要と位置付ける河川管理施設
  - ③ 本市が特に重要と位置付ける区間における河道
- ①～③に該当しないものは、河川巡視により適宜河川の状況を把握

点検計画の作成

抽出した箇所を、施設の損傷度等により1年、3年、5年に区分し、統合型GISに次回定期点検時期とその範囲をデータ化して管理

点検の実施 「付録：点検実施方法と記録編」

- ① 定期点検（統合型GISにより抽出して実施）
- ② 緊急点検（異常気象時に実施）
- ③ 臨時点検（施設の異常を発見した時に実施）

点検結果の記録と保存

点検結果を記録した「施設点検シート」「河川カルテ」を統合型GISに保存

点検結果の活用

点検により得られた情報を整理し、適切な河川管理方法の検討や改修時期等の検討に活用

# 目次

第1章 総則	
1. 1 目的	1
1. 2 適用の範囲	1
第2章 点検の対象	
2. 1 対象の設定	2
第3章 準用河川の点検	
3. 1 点検等の時期	3
3. 2 点検計画	3
3. 3 点検体制	3
3. 4 点検事項	4
第4章 点検結果の記録と保存	
4. 1 点検結果の記録	5
4. 2 点検結果の保存	5
【参考】河川法抜粋	6
付録：点検実施方法と記録編	

## 第1章 総則

### 1.1 目的

本点検要領は、準用河川の河川管理施設及び河道の変状や異常を把握するために実施する、目視を中心とした点検について、基本的な内容を示すものである。

#### 解 説

(1) 河川法の一部を改正する法律（別添参考資料参照）が平成25年6月12日に交付され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化及び技術的基準の策定に係る規定について、関係政令及び関係省令と併せて同年12月11日に施行された。

これに伴い、各自治体が適切に河川の点検が実施できるよう、平成26年3月31日付で、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」が国土交通省から地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として通知された（以下「技術的な助言」とする）。

(2) 本点検要領が対象とする準用河川についても、同要領に基づき、治水上の機能確保のため、定期的に、あるいは出水や地震時等の大きな外力の作用後に、適切に点検を実施する必要がある。

(3) 本点検要領は、本通知の趣旨に基づき、本市の準用河川の河川管理施設及び河道の変状や異常を把握するために実施する、目視を中心とした点検について、基本的な内容を示すものである。

### 1.2 適用の範囲

本点検要領は、河川課が所管する施設のうち、準用河川に適用する。

#### 解 説

本点検要領で対象とする準用河川は以下のとおりである。(H27.4.1現在)

河川名	延長 (m)	所管区役所
寺山川	900	東区
岩上川	1,530	安佐北区
榎山川	660	安芸区
中道川	680	佐伯区
計	3,770	

堀川については、堀や水路、暗渠、ポンプ施設等の維持管理を都市整備局公園整備課が実施していることから、本要領の対象外とする。

## 第2章 点検の対象

### 2.1 対象の設定

本要領は、以下の①～④の河川管理施設及び河道とその他の施設に適用するものである。

- ① 基本的に出水期前に1年に1回以上の点検を行う河川法施行規則第7条の2に定められた河川管理施設（ダムを除く）である、堤防（堤内地盤高が計画高水位より高い区間に設置された盛土によるものを除く）及びこの堤防の設置区間内に存する可動堰、水門、樋門、その他流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設。
- ② ①の堤防の区間外に存する河川管理施設のうち、本市が特に重要と位置付ける河川管理施設。
- ③ 本市が特に重要と位置付ける区間における河道。
- ④ 点検結果により、損傷が確認された施設等。

#### 解 説

- (1) H27.4.1 現在で、本市が管理する準用河川で本要領①の対象となるものはない。
- (2) 本要領②、③の対象となる施設は、平成26年度に実施した現地調査等の結果を踏まえ、施設の重要度を考慮し、河川管理者が定める。
- (3) 技術的な助言では、①～③の河川管理施設及び河道を適用の範囲としているが、施設に損傷が確認された施設等（総合判定 A～C）については、直ちに補修を行うほどではないが、定期的に損傷具合の進行を把握する必要があるため、点検対象とする。
- (4) ①～④に該当しないものについては、現場パトロール時等に河川巡視を行うことにより、河川の状況を把握し、必要に応じて、臨時点検を行う。

※ 河川巡視とは、河川管理の一環として、定期的に河川の状況を把握するもので、河川法施行令（第9条の3）で、点検と巡視は明確に区分されています。

## 第3章 準用河川の点検

### 3.1 点検等の時期

「2.1 対象の設定」における①～④の点検の時期は、施設毎に定期点検、緊急点検、臨時点検とする。

その他の施設等の点検時期は、臨時点検、緊急点検を基本とする。

#### 解 説

##### (1) 定期点検

施設の重要度や損傷度等により、1年、3年、5年毎に定期点検を行う。

##### (2) 緊急点検

出水後及び震度5弱以上の地震があった場合等には、緊急点検を行う。

##### (3) 臨時点検

その他、河川巡視により発見した箇所や地元からの情報等、準用河川の状態を把握する際には随時、臨時点検を行う。

##### (4) 河川巡視

現場パトロール時等に河川巡視を行い、クラックの有無、土砂堆積、不法投棄等の状況を把握し、異常を発見した場合は、臨時点検を行う。

### 3.2 点検計画

効率的で効果的な点検を行うため、平成26年度に実施した準用河川台帳図面更新業務において定期点検対象箇所を抽出、ランク分けし、その結果を踏まえて点検計画を作成する。

#### 解 説

(1) 本市の準用河川のうち対象とするものは、4河川、延長約3.8kmとなっているが、殆どの区間が改修済みであることから、準用河川台帳図面更新時にコンサルタントが行う現地調査に併せて、施設の現状を調査し、点検対象箇所を抽出、ランク分けし、その結果を踏まえて、点検計画を作成することにした。

(2) 点検計画は、効率的で効果的に点検するため、統合型GIS内に点検範囲、点検の実施時期を記載し、データ化して管理することにした。

### 3.3 点検体制

施設の規模や構造、過去の点検結果を踏まえて点検体制を設定する。

#### 解 説

(1) 目視点検は施設規模等によって異なるが、安全を考慮して1名での単独点検は行わないことを基本とし、2名以上の班を編成し実施する。

### 3. 4 点検事項

点検する事項は、付録「点検実施方法と記録編」に基づき行うことにする。  
なお、「点検実施方法と記録編」は、必要に応じ適宜追加修正することにする。

#### 解 説

- (1) 「点検実施方法と記録編」は、「技術的な助言」や「被災宅地の調査、危険度判定マニュアル」を参考にし、「準用河川台帳等更新業務（26-1）」で把握した本市の準用河川の現状を踏まえ作成した。
- (2) 今後、適宜追加修正することにより、適切な点検を実施することにする。

## 第4章 点検結果の記録と保存

### 4.1 点検結果の記録

点検を実施した場合は、以下の事項等を記載した、施設点検シート（付録「点検実施方法と記録編」参照）により記録する。

- ・点検を実施した年月日
- ・点検を実施した者の氏名
- ・点検を実施した範囲、箇所、施設

また、点検の履歴を河川カルテにより記録する。

#### 解 説

- (1) 点検の記録は、本市の準用河川の現状を踏まえて作成した「施設点検シート」により保存する。
- (2) 準用河川の経年的な状態変化の履歴を把握し、適切な河川管理に資することを目的として、河川カルテを作成し、保存する。
- (3) 河川カルテは、河川法第12条第1項に基づき作成される河川台帳に基づき作成されるものである。

### 4.2 点検結果の保存

点検の結果は、電子媒体として統合型 GIS システムに保存する。

#### 解 説

- (1) 点検の保存は、統合型 GIS システムに保存する。統合型 GIS システムへの保存作業は、点検を実施した年度の2月に「施設点検シート」及び「河川カルテ」を河川課に提出し、河川課が一括して登録する。

## 参考【河川法】

### (河川の台帳)

- 第12条** 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。
  - 3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

### (河川管理施設等の維持又は修繕)

- 第15条の2** 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
  - 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

## 参考【河川法施行令】

### (河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第9条の3** 法第15条の2第2項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物(以下この条において「河川管理施設等」という。)の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況(次号において「河川管理施設等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能(許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
  - 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、1年に1回以上の適切な頻度で行うこと。
  - 四 第2号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 【河川法施行規則】

### (河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第七条の二** 令第九条の三第一項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。
- 一 ダム(土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。)
  - 二 堤防(堤内地盤高が計画高水位(津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位)より高い区間に設置された盛土によるものを除く。)
  - 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
  - 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等
- 2 令第九条の三第二項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検(前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間(当該期間が一年未満の場合にあつては、一年間)保存することとする。
- 一 点検の年月日
  - 二 点検を実施した者の氏名
  - 三 点検の結果(可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。)